



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

知的財産権・ノウハウ・データを対象とした 優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書 【概要】

令和8年3月

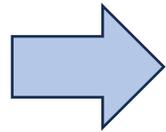


公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

知的財産権やノウハウは中小企業の成長の源泉、賃上げの原資確保に資するもの

- 大企業等から無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がなければ、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなる。
- 令和元年に知的財産権やノウハウに係る実態調査及び令和2年にスタートアップの取引慣行に関する実態調査を実施（注）したが、当該調査から一定の期間が経過しており、また、当該調査は製造業やスタートアップに限った調査であった。



改めて、幅広い業種を対象に実態調査を行い、業種横断的に参照し得る独占禁止法の指針の策定や取適法の運用基準の見直しにつなげる必要がある

（注）製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書（令和元年6月公表）及びスタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書（令和2年11月公表）

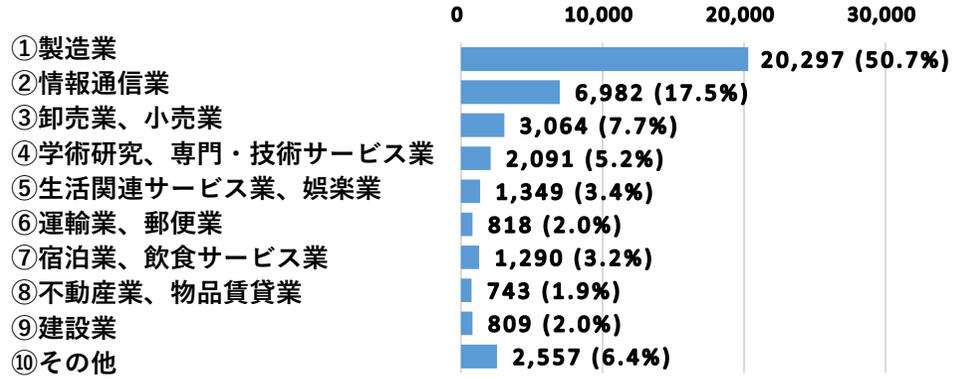
調査実施期間
令和7年9月1日～9月30日

調査対象 (図1・2)
91業種 (注1) 40,000社
(中小企業92.5%、大企業7.5%)
発送先の業種比率は(図1)のとおり(「中小企業実態基本調査」で報告された業種別の知的財産権の保有率や事業者団体へのヒアリング結果等を参照)。

回答件数/発送件数
6,973社/40,000社 (回答率: 17.4%)

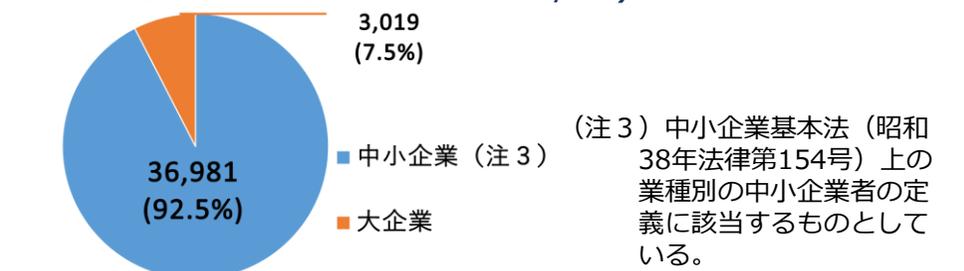
(注1) アンケート調査対象の91業種は日本標準産業分類の中分類に基づく数値。
なお、図1・図3の業種別の割合は同大分類に基づき取りまとめたもの。

【図1】回答依頼状の業種別の発送数及び業種比率 (N=40,000)



(注2) 図の数値は、回答数を回答者数で除し、小数点第2位以下を四捨五入した数値であるため、各欄の合計値が100%にならない場合がある。以下同じ。

【図2】回答依頼状の発送先の事業規模 (N=40,000)

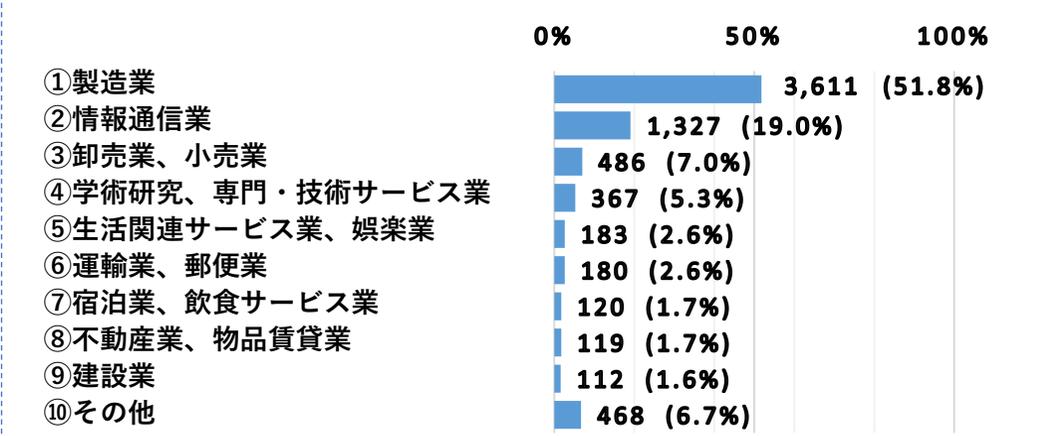


(注3) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)上の業種別の中小企業者の定義に該当するものとしている。

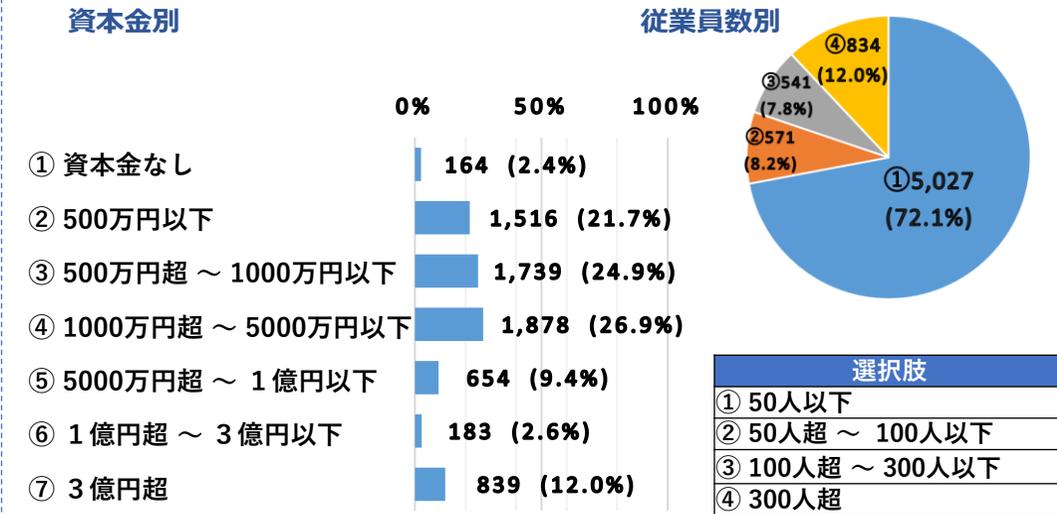
回答者の業種 (図3)
製造業・情報通信業が70.8%

回答者の事業規模 (図4)
・資本金は1000万円以下が46.7%
・従業員数は300人以下が88.0%

【図3】回答者の業種(N=6,973)



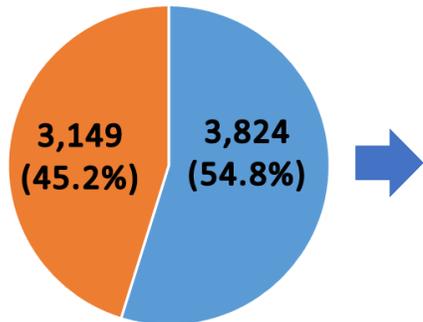
【図4】回答者の事業規模(N= 6,973)



知的財産権等保有状況 (図5・6)

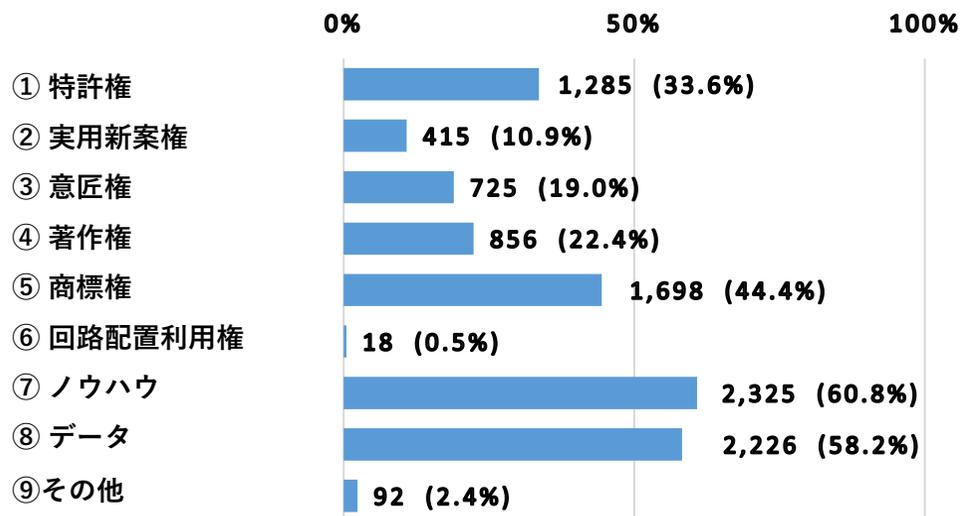
知的財産権・ノウハウ・データを保有している事業者は**3,824社** (54.8%)

【図5】知的財産権等保有状況(N=6,973)



■ 保有している ■ 保有していない

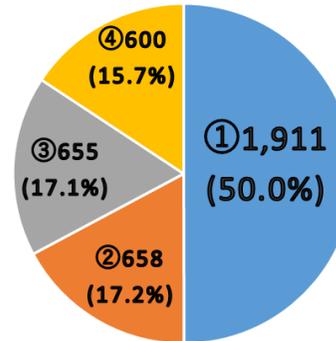
【図6】保有している知的財産権等の種類 (N=3,824) ※複数回答可



知的財産権等担当者の状況 (図7・8)

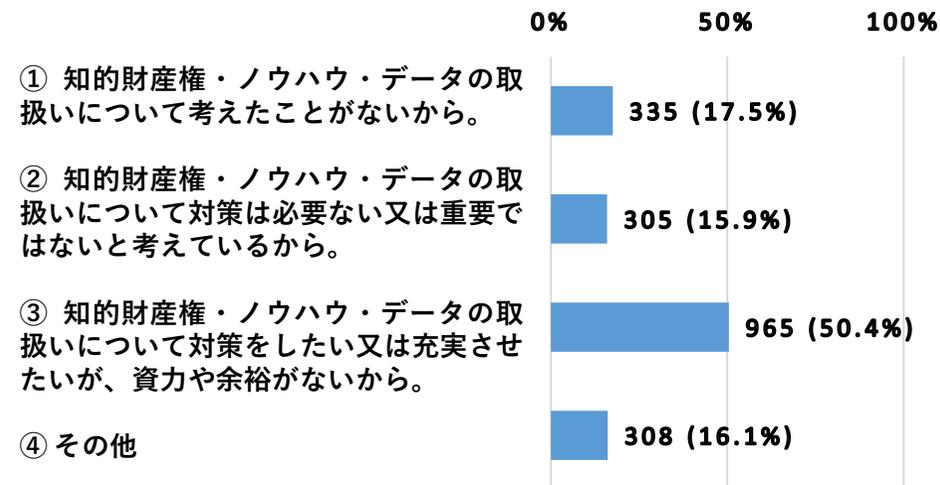
知的財産権等の取扱いをチェックする社内担当者や社外の専門家のいずれか又はどちらもいない事業者は**1,913社** (50.0%)

【図7】知的財産権等をチェックする担当者の有無(N=3,824)



選択肢	
①	チェックする社内の担当者も、相談できる外部の専門家もいる。
②	チェックする社内の担当者はいるが、相談できる外部の専門家はいない。
③	チェックする社内の担当者はいないが、相談できる外部の専門家はある。
④	チェックする社内の担当者はいない。また、相談できる外部の専門家もいない。

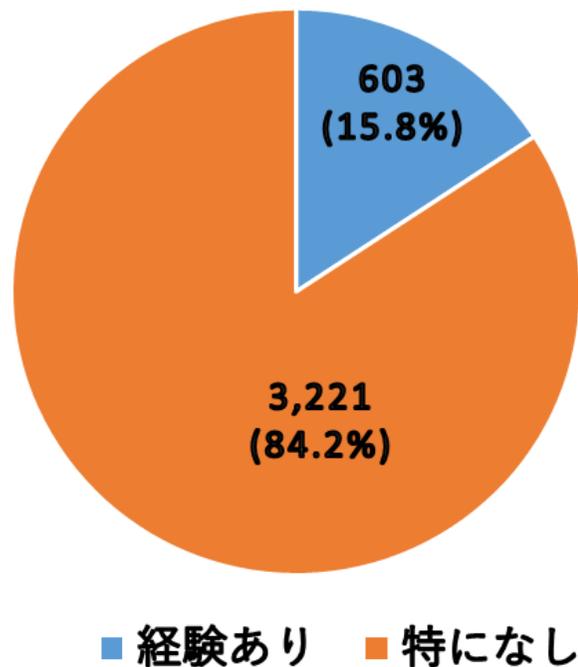
【図8】社内の担当者や外部の専門家がない理由(N=1,913)



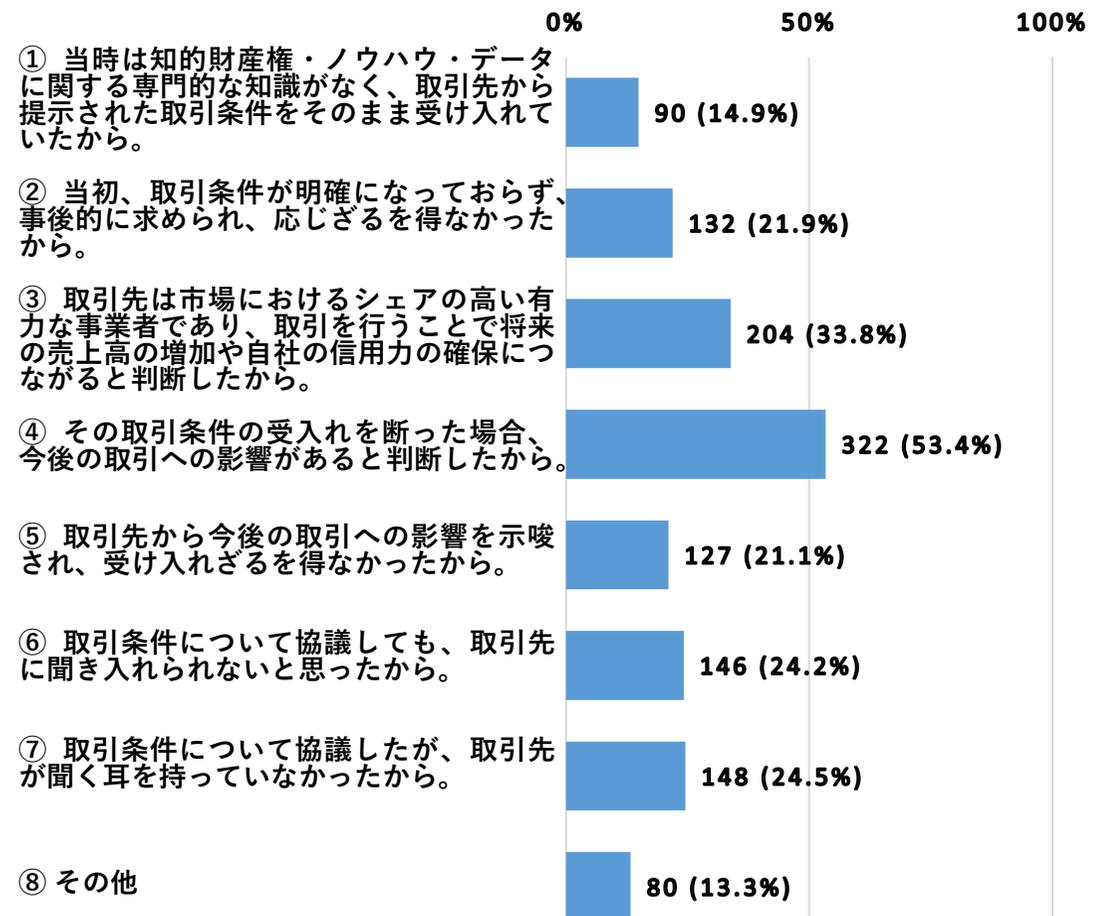
納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験に係る設問（事例の概観）（図9・10）

納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験がある事業者は603社（15.8%）

【図9】納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験の有無(N=3,824)



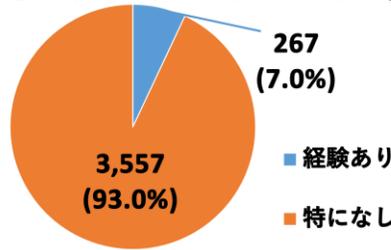
【図10】納得できない内容の取引条件等を受け入れた理由（N=603）※複数回答可



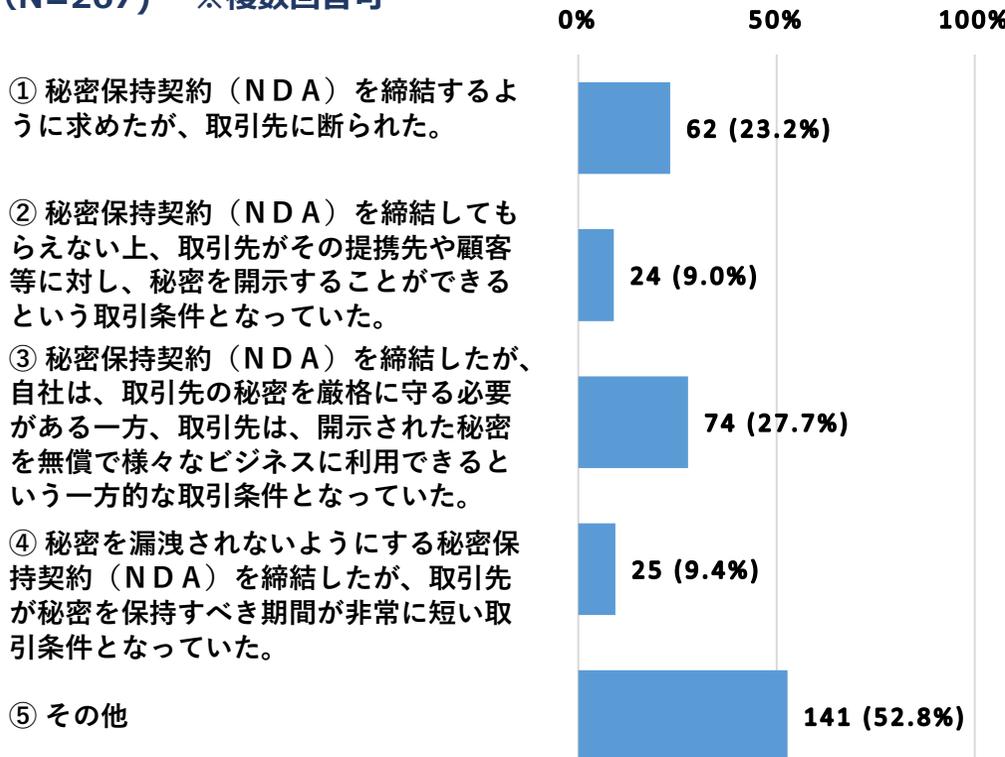
秘密保持契約 (NDA) (注) に係る事例 (図11・12)

NDAなしでの取引又は不利な条件でのNDAの締結を強要された経験がある事業者は267社 (7.0%)

【図11】NDAなしでの取引又は不利な条件でのNDAの締結事例の有無 (N=3,824)



【図12】NDAなしでの取引又は不利な条件でのNDAの締結事例 (N=267) ※複数回答可



(注) Non Disclosure Agreementの略。秘密情報を開示する際の、保秘義務及び目的外使用を禁ずる義務を課す合意をいう。

ノウハウ・データの開示等に係る事例 (図13・14)

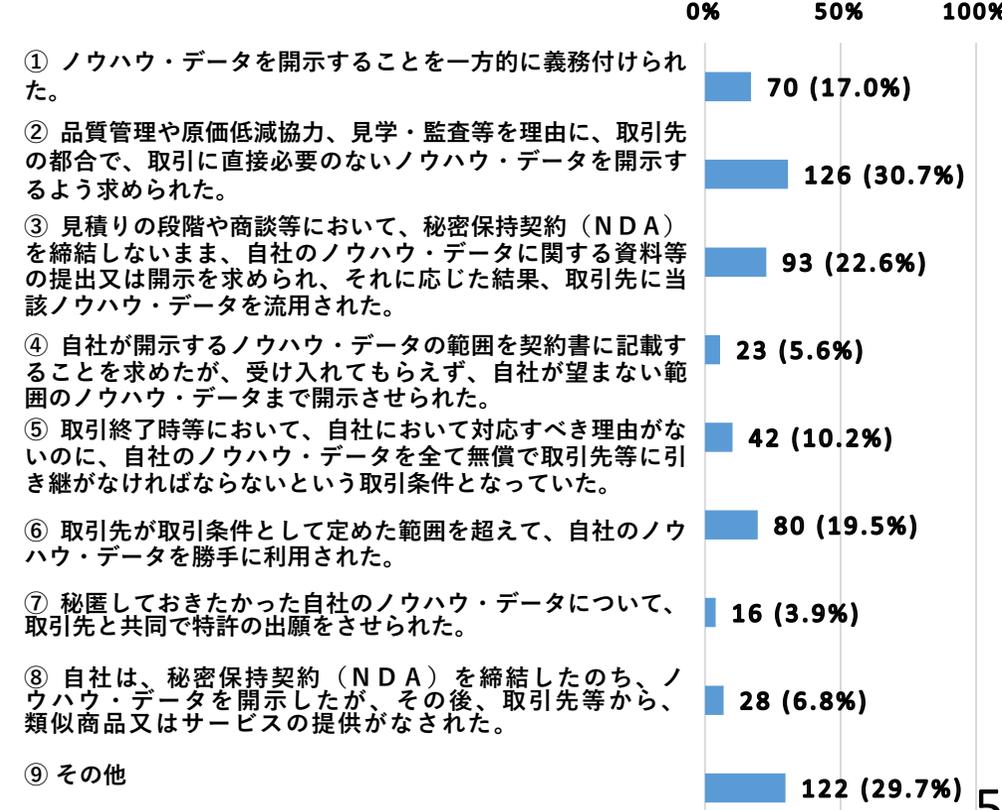
・ノウハウの開示等を強要された経験がある事業者は352社 (9.2%)
・データの開示等を強要された経験がある事業者は306社 (8.0%)

【図13】開示等を強要された事例の有無 (N=3,824)



図13①及び②に係る質問のいずれか又は双方で「経験あり」と回答した事業者

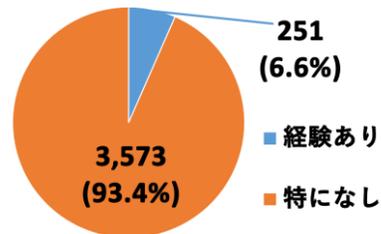
【図14】開示等を強要された事例 (N=411) ※複数回答可



知的財産権等の譲渡等に係る事例 (図15・16)

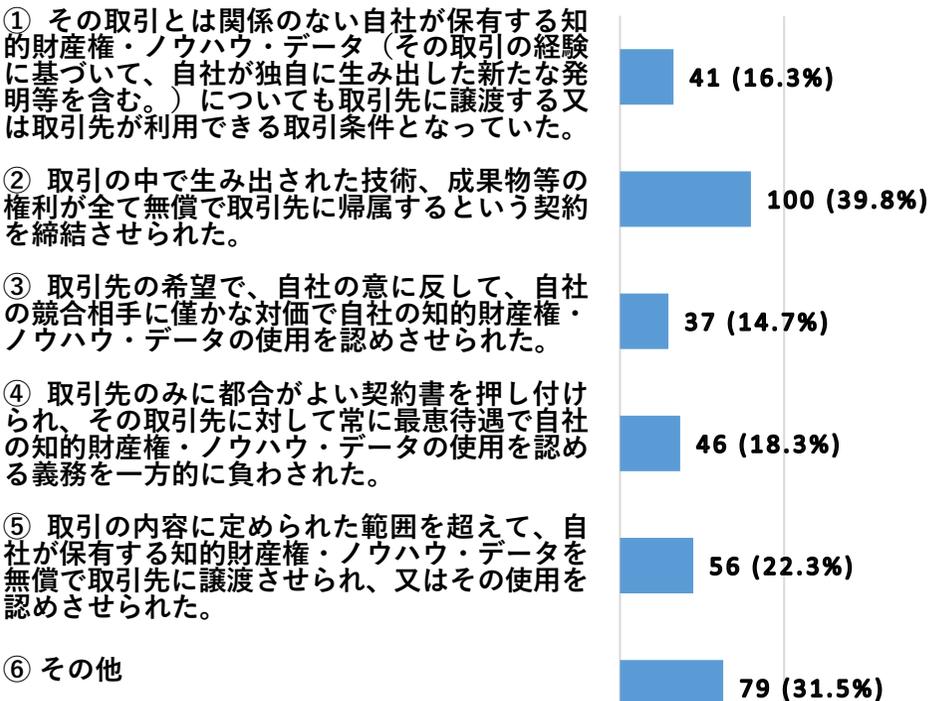
知的財産権等の無償譲渡・無償ライセンス等を強要された経験がある事業者は251社 (6.6%)

【図15】無償譲渡・無償ライセンス等を強要された事例の有無 (N=3,824)



【図16】無償譲渡・無償ライセンス等を強要された事例 (N=251) ※複数回答可

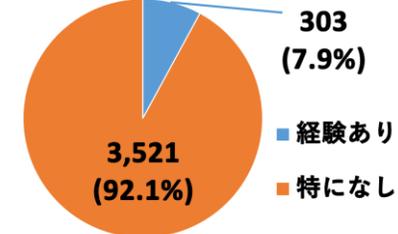
0% 50% 100%



知的財産権等の対価設定に係る事例 (1) (図17・18)

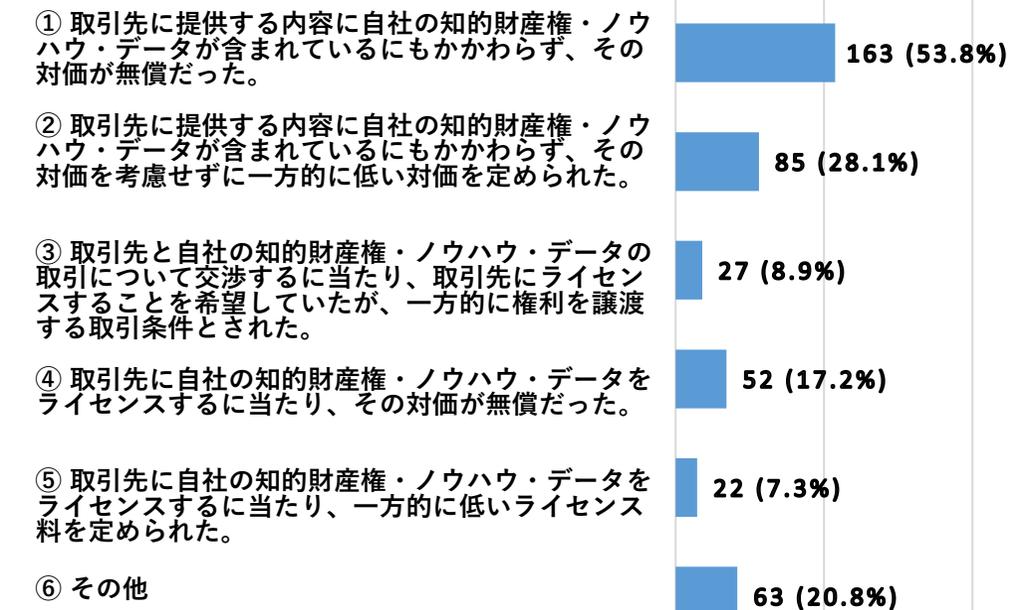
一方的に知的財産権等の取引方法又は対価を設定された経験がある事業者は303社 (7.9%)

【図17】一方的に知的財産権等の取引方法又は対価を設定された事例の有無 (N=3,824)



【図18】一方的に知的財産権等の取引方法又は対価を設定された事例 (N=303) ※複数回答可

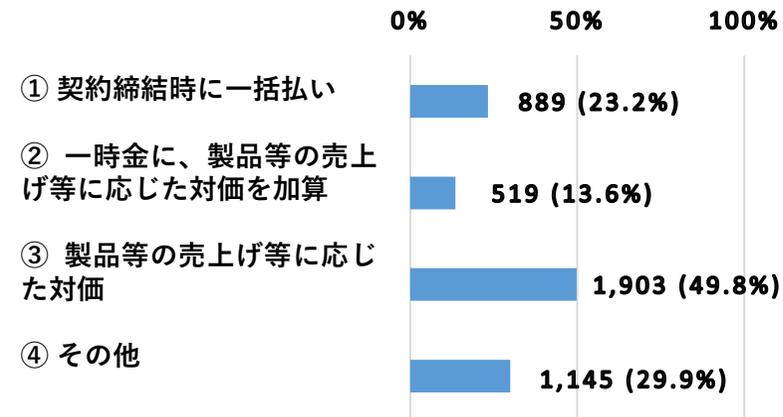
0% 50% 100%



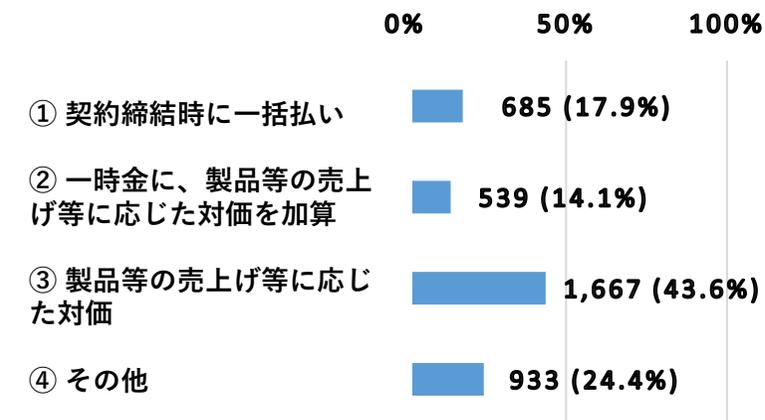
知的財産権等の対価設定に係る事例(2) (図19~22)

知的財産権等のライセンスに係る対価設定について、現状と望ましい方法に乖離がある事業者は674社(17.6%)

【図19】a 現状のライセンス対価の設定方法 (N=3,824) ※複数回答可

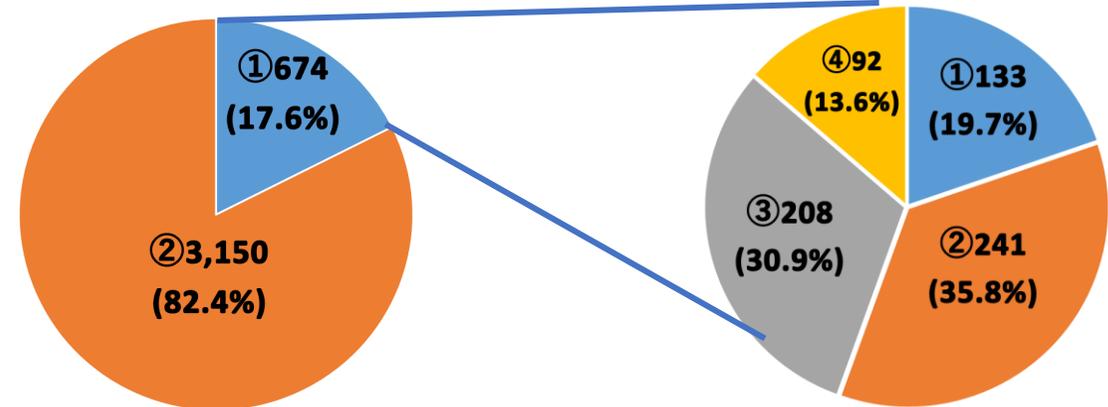


【図20】b 望ましいライセンス対価の設定方法 (N=3,824)



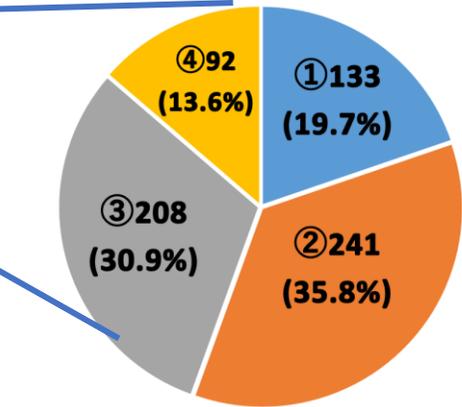
【図21】現状と望ましいライセンス対価の設定方法の乖離の有無 (N=3,824)

現状と望ましい方法に乖離 (aで選択した設定方法がbで選択した設定方法に含まれていない) がある事業者



現状と望ましいライセンス対価の設定方法の乖離の有無
①現状と望ましい方法に乖離がある
②現状と望ましい方法に乖離がない

【図22】現状と乖離している場合の望ましいライセンス対価の設定方法(N=674)

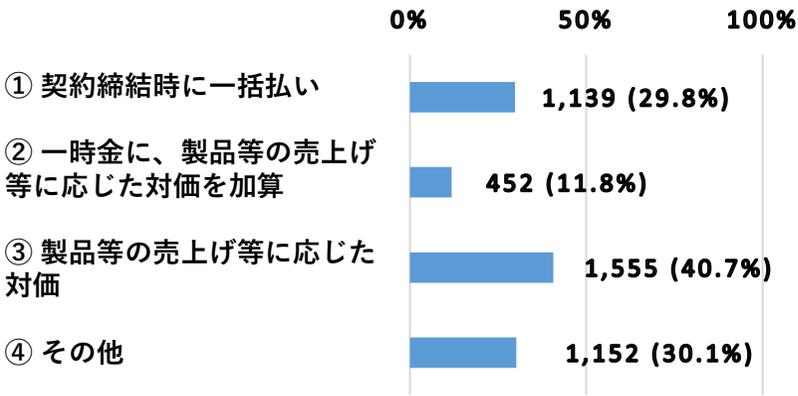


現状と乖離している場合の望ましいライセンス対価の設定方法
① 契約締結時に一括払い
② 一時金に、製品等の売上げ等に応じた対価を加算
③ 製品等の売上げ等に応じた対価
④ その他

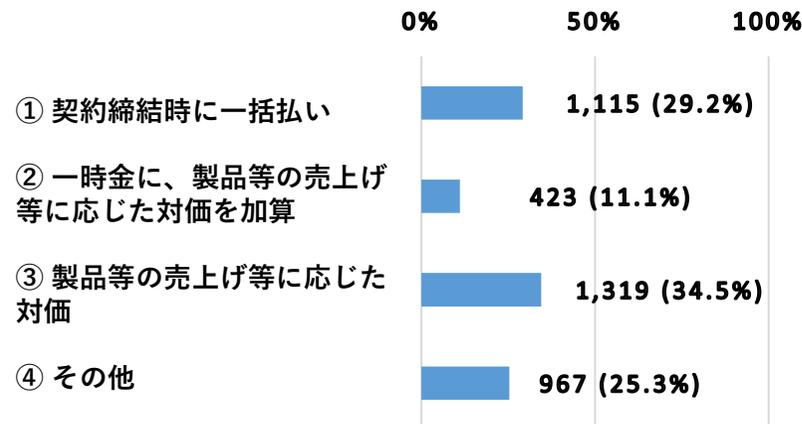
知的財産権等の対価設定に係る事例 (3) (図23~26)

知的財産権等の譲渡に係る対価設定について、現状と望ましい方法に乖離がある事業者は504社 (13.2%)

【図23】a 現状の譲渡対価の設定方法 (N=3,824) ※複数回答可

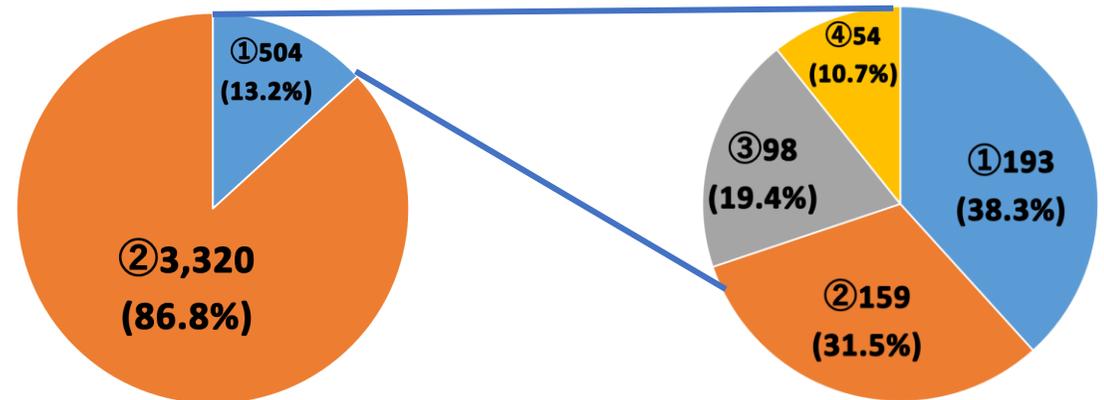


【図24】b 望ましい譲渡対価の設定方法 (N=3,824)



【図25】現状と望ましい譲渡対価の設定方法の乖離の有無 (N=3,824)

現状と望ましい方法に乖離 (aで選択した設定方法がbで選択した設定方法に含まれていない) がある事業者



現状と望ましい譲渡対価の設定方法の乖離の有無

① 現状と望ましい方法に乖離がある
② 現状と望ましい方法に乖離がない

【図26】現状と乖離している場合の望ましい譲渡対価の設定方法 (N=504)

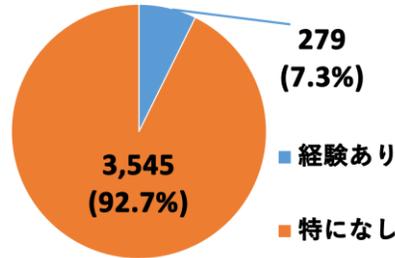
現状と乖離している場合の望ましい譲渡対価の設定方法

① 契約締結時に一括払い
② 一時金に、製品等の売上げ等に応じた対価を加算
③ 製品等の売上げ等に応じた対価
④ その他

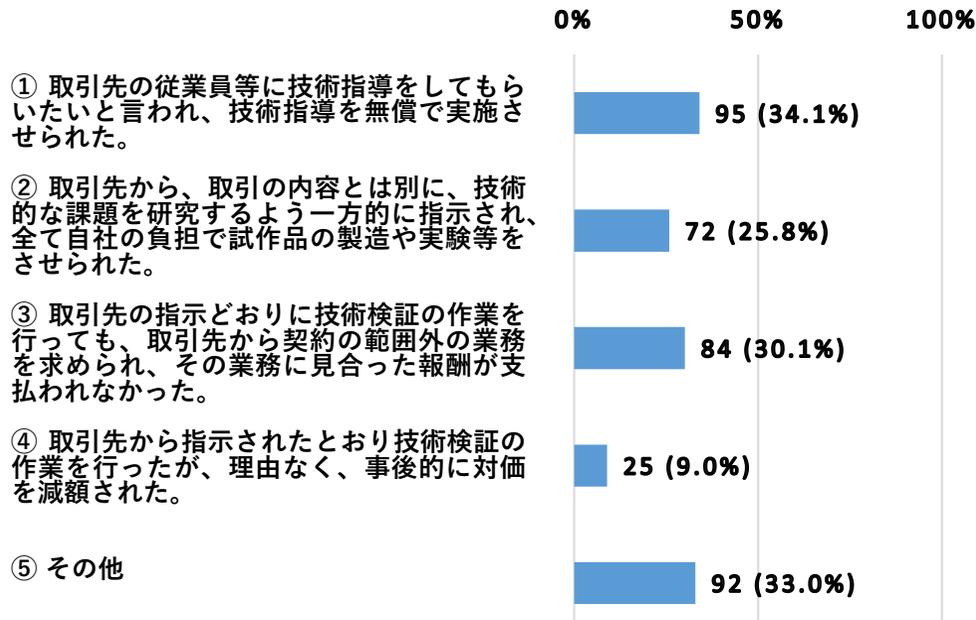
技術指導、技術検証 (PoC) (注)、試作品製造等に係る事例 (図27・28)

無償で技術指導、技術検証、試作品製造等をさせられた経験がある事業者は279社 (7.3%)

【図27】無償で技術指導、技術検証、試作品製造等をさせられた事例の有無(N=3,824)



【図28】無償で技術指導、技術検証、試作品製造等をさせられた事例 (N=279) ※複数回答可

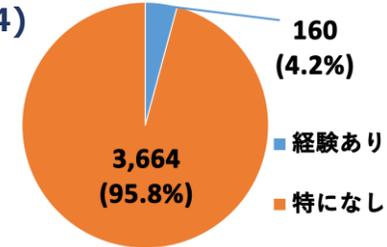


(注) Proof of Conceptの略。想定している機能・性能を有しているか、顧客価値を実現できるか等、実現可能性や効果について検証することをいう。

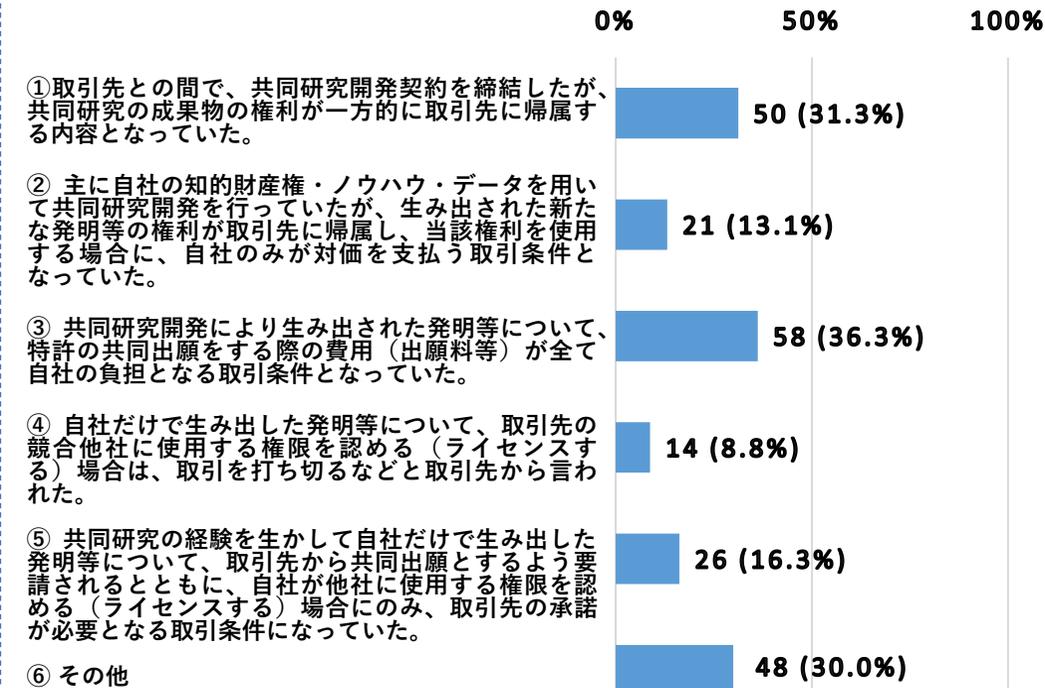
共同研究開発等に係る事例 (図29・30)

共同研究開発等の名目で不利な条件での契約締結等を強いられた経験がある事業者は160社 (4.2%)

【図29】共同研究開発等の名目で不利な条件での契約締結等を強いられた事例の有無(N=3,824)



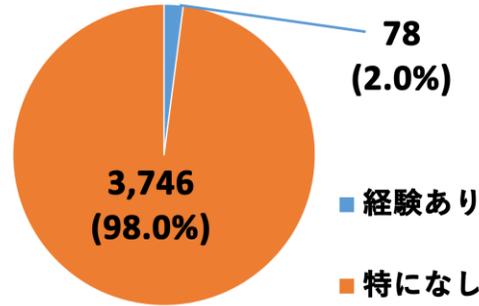
【図30】共同研究開発等の名目で不利な条件での契約締結等を強いられた事例 (N=160) ※複数回答可



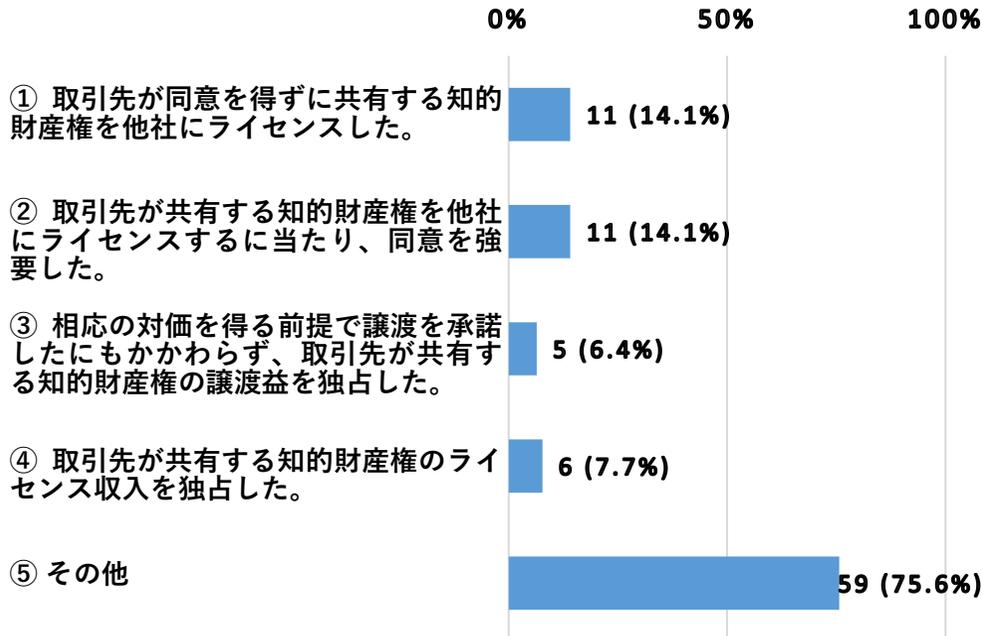
共有知的財産権の不利な取扱い事例 (図31・32)

取引先と共有する知的財産権について、不利な取扱いを受けた経験がある事業者は78社 (2.0%)

【図31】共有する知的財産権について不利な取扱いを受けた事例の有無 (N=3,824)



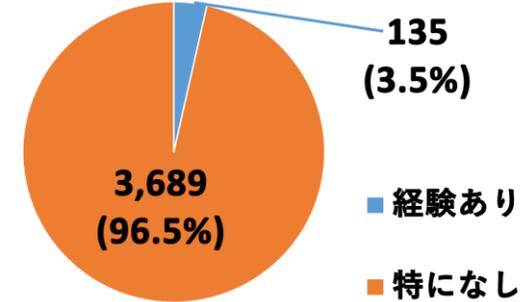
【図32】共有する知的財産権について不利な取扱いを受けた事例 (N=78) ※複数回答可



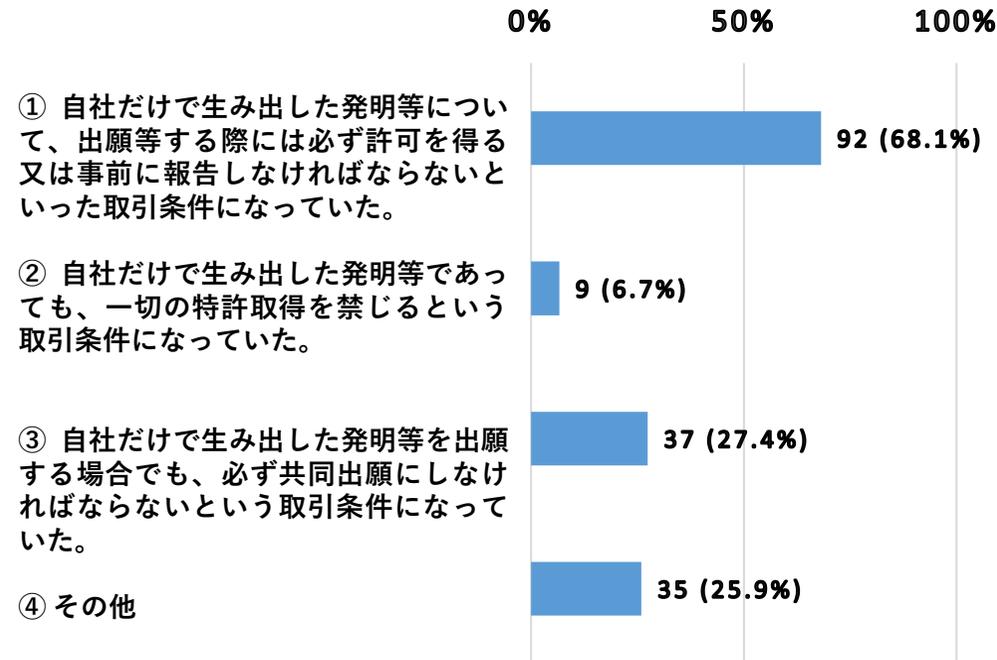
出願干渉に係る事例 (図33・34)

知的財産権に係る出願に干渉された経験がある事業者は135社 (3.5%)

【図33】知的財産権に係る出願に干渉された事例の有無 (N=3,824)



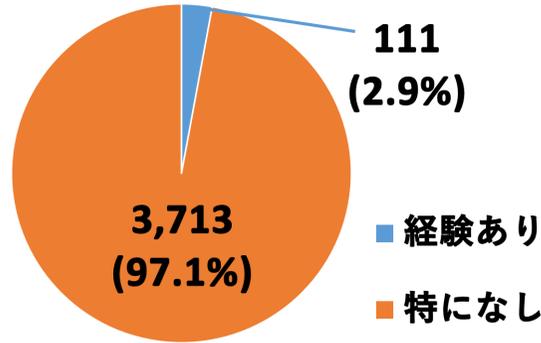
【図34】知的財産権に係る出願に干渉された事例 (N=135) ※複数回答可



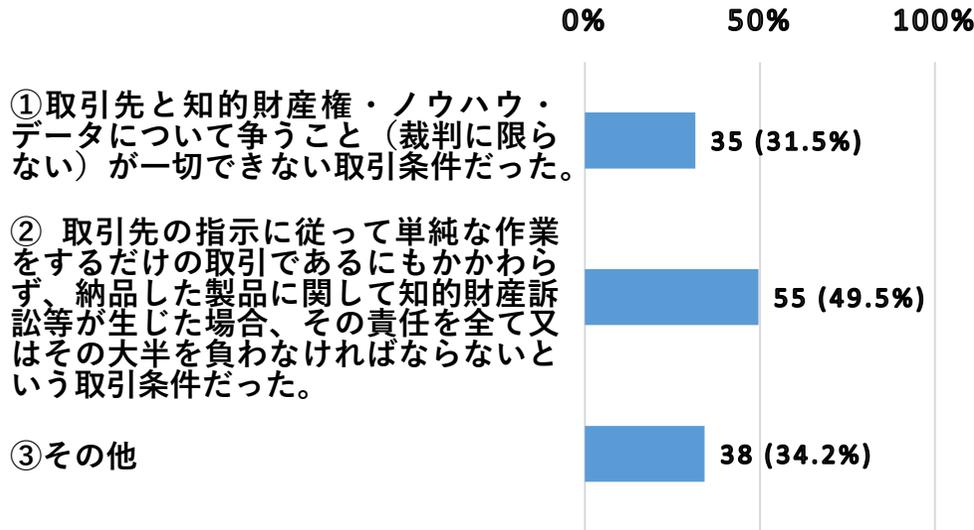
知財訴訟等のリスク転嫁に係る事例 (図35・36)

知財訴訟等のリスクを転嫁された経験がある事業者は111社 (2.9%)

【図35】知財訴訟等のリスクを転嫁された事例の有無(N=3,824)



【図36】知財訴訟等のリスクを転嫁された事例(N=111)※複数回答可



各類型に係るアンケート結果の一覧

NDAなしでの取引又は不利な条件でのNDAの締結を強要された経験がある	267社 (7.0%)
・ノウハウの開示等を強要された経験がある	352社 (9.2%)
・データの開示等を強要された経験がある	306社 (8.0%)
知的財産権等の無償譲渡・無償ライセンス等を強要された経験がある	251社 (6.6%)
・一方的に知的財産権等の取引方法又は対価を設定された経験がある	303社 (7.9%)
・知的財産権等のライセンスに係る対価設定について、現状と望ましい方法に乖離がある	674社 (17.6%)
・知的財産権等の譲渡に係る対価設定について、現状と望ましい方法に乖離がある	504社 (13.2%)
無償で技術指導、技術検証、試作品製造等をさせられた経験がある	279社 (7.3%)
共同研究開発等の名目で不利な条件での契約締結等を強いられた経験がある	160社 (4.2%)
取引先と共有する知的財産権について、不利な取扱いを受けた経験がある	78社 (2.0%)
知的財産権に係る出願に干渉された経験がある	135社 (3.5%)
知財訴訟等のリスクを転嫁された経験がある	111社 (2.9%)

ヒアリング 実施件数

合計：148件（事業者：136件 事業者団体：12件）

対象業種 （日本標準産業分類中分類）

総合工事業、設備工事業、食料品製造業、繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、倉庫業、学術・開発研究機関、専門サービス業、広告業、娯楽業 等



- アンケート調査の回答内容等に基づき、ヒアリングを実施
- ヒアリングで報告された71事例について類型化の上で、独占禁止法等の考え方を取りまとめ（次頁以降参照）

(1) NDAに係る事例①

～NDAの締結拒否等～

事例（報告書事例1・2）

- ・ 当社は、商社を介してプラスチック製品の開発・製造を受託した。その際、当社から、当社の社外秘データを漏洩しないようNDAを締結するよう求めたが、商社からは、最終納品先メーカーとの手続きが煩雑になることや当該要求をするなら取引が無くなる可能性があることを示唆され、当社が求めたNDAの締結を拒否された。その後、商社から当社が社外秘としている開発に係るデータの提出を求められ、当該データを提出せざるを得なかった。（プラスチック製品製造業）～報告書・事例1～
- ・ 取引先と取引を開始するに当たり、当社の情報を守るために、当社が作成したNDAを締結するよう求めたが、NDAの締結は必要ないと一方的に断られた。当社としては今後の取引への影響を考慮すると受け入れざるを得なかった。（情報サービス業）～報告書・事例2～

考え方

受注者から、発注者（注1）に対し、NDAを締結しないまま受注者の社外秘データ等の秘密情報が提供された場合には、当該秘密情報が発注者によって使用され、又は発注者から第三者に提供され当該第三者によって使用されるおそれがある。また、受注者が研究開発等によって獲得した秘密情報であるにもかかわらず、受注者の意図しない形で、発注者が任意に使用することができる場合には、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に（注2）、NDAを締結しないまま取引の実施を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

（注1）事例1のように商社が介在する場合、商社の委託内容への関与の状況等、各取引の個別事情を踏まえた上で発注者に商社が含まれる場合もあり得る。

（注2）「一方的に」について、「一般に取引の条件等に係る交渉が十分に行われなるときには、取引の相手方は、取引の条件等が一方的に決定されたものと認識しがちである。よって、取引上優越した地位にある事業者は、取引の条件等を取引の相手方に提示する際、当該条件等を提示した理由について、当該取引の相手方へ十分に説明することが望ましい。」とされている（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第4の3(5)、以下同じ）。

(1) NDAに係る事例②

～片務的NDAの締結～

事例（報告書事例3～6）

- ・ 当社は取引先の秘密情報の保持を厳格に求められるのに対し、取引先側は当社の秘密情報を取引先のグループ会社へ提供できる旨の片務的なNDAを締結させられた。当社が片務的な内容についての修正を求めても、取引先は、当該取引先が使用しているひな形であるとの理由により、一切、修正協議には応じてくれなかった。（プラスチック製品製造業）～報告書・事例3～
- ・ 取引を開始するに当たり、取引先から提示された契約書の秘密保持条項が、当社だけが秘密保持義務を負う内容となっていた。当該秘密保持条項について、当社から修正するように求めたが応じてもらえず、時間がないからと押し切られ、取引先との力関係もあり、受け入れざるを得なかった。（食料品製造業）～報告書・事例5～

考え方

受注者と発注者との間で、双方からの秘密情報の開示が想定されるにもかかわらず、受注者にのみ秘密情報の保持義務を課すなどの片務的なNDAが締結された場合には、秘密情報を受領してから契約で定める秘密保持期間が満了するまでの間であっても、受注者の秘密情報が発注者によって使用され、又は発注者から第三者に提供され当該第三者によって使用されるおそれがある。また、受注者が研究開発等によって獲得した秘密情報であるにもかかわらず、受注者の意図しない形で、発注者が任意に使用することができる場合には、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に、片務的なNDAの締結を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

(2) ノウハウ・データの開示に係る事例①

～一方的な開示要請（技術資料等）～

事例（報告書事例7～12）

- 取引先と自社製品の製造に係る取引を開始するに当たり、取引先から、対象製品に係る原材料、製造方法、温度、機械のスピードなどの製造条件が記載されている工程表の無償提供とともに、製造工程の見学を要請される。いずれも取引先が製造工程を内製化できてしまうほど機密性が高い情報を含むため、取引先からの要請には応じたくないが、今後の取引を継続するためには応じざるを得ない状況である。（繊維工業）～報告書・事例8～
- 取引先から当社に製造委託に係る見積依頼があった機械関連部品について、最終的に当社は失注したにもかかわらず、取引先から当社に対し、当社から取引先に継続的な納品実績があった当該機械関連部品の類似製品に係る加工の順番やコツ等が含まれる工程設計等に係るデータの提供を求められ、当該機械関連部品の受注者に無償で提供させられた。（金属製品製造業）～報告書・事例10～

考え方

正当な理由がないのに、受注者に、発注者が、技術情報を開示又は提供させた場合には、当該技術情報が発注者によって使用され、又は発注者から第三者に提供され当該第三者によって使用されるおそれがあり、また、受注者が適切な対価を得られずに技術情報の提供を余儀なくされる場合には、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由（注）がないのに、取引の相手方である受注者に対し、当該技術情報の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

（注）「正当な理由」について、「経済上の利益が無償で提供される場合であっても、当該経済上の利益が、ある商品の販売に付随して当然に提供されるものであって、当該商品の価格にそもそも反映されているようなときは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとならず、優越的地位の濫用の問題とはならない。」とされている（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第4の2(3)イ、以下同じ）。

(2) ノウハウ・データの開示に係る事例②

～一方的な開示要請（設計図面等）～

事例（報告書事例13～16）

- 取引先との間で、金型製作に係る発注書のみを取り交わしているところ、当該金型の設計図面データの提供について当該発注書に記載がないにもかかわらず、取引先から、今後、取引先において金型を製造し、金型のメンテナンスを行うとの理由から、当該金型の設計図面データを無償で提供するように要請された。当社は、取引先との今後の取引に与える影響を懸念して、取引先の要請を受け入れざるを得なかった。（生産用機械器具製造業）～報告書・事例15～
- 継続的取引のある取引先と包装用製品の製作委託に係る取引において、契約内容に含まれていないにもかかわらず、取引先から、製品納品後、製品の安全性に係る調査であるとして、製品に使用する紙やインキ、接着剤等の各素材のメーカー情報に加え、インキの配合率、設計図面データ、木型の写真まで提供するように要請され、今後の取引への影響から、無償で提供せざるを得なかった。（印刷・同関連業）～報告書・事例16～

考え方

正当な理由がないのに、受注者に、発注者が、設計図面情報を提供させた場合には、当該設計図面情報が発注者によって使用され、又は発注者から第三者に提供され当該第三者によって使用されるおそれがあり、また、受注者が適切な対価を得られずに設計図面情報の提供を余儀なくされる場合には、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、当該設計図面情報の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

(2) ノウハウ・データの開示に係る事例③

～一方的な開示要請（工場見学等）～

事例（報告書事例17～20）

- ・ 繊維製品の加工を委託されている取引先から、監査という名目で工業見学を依頼され、取引先が指定する事業者が工場見学にきた。当該事業者からは、繊維製品を加工する際の機械の設定条件や加工方法等を具体的に質問されたが、取引先の依頼であるため、答えざるを得なかった。実際には、当該事業者に転注することを前提に、当社からノウハウを聞き出すための工場見学であった。（繊維工業）～報告書・事例17～
- ・ 紙製品の製造を委託されている取引先から、監査の必要があるとのことで工場見学を要請され、それに応じた。工場見学は連日行われたが、その際、取引先から、当社が社外秘としている製造技術に係るノウハウについて詳細な質問を受け、取引先との関係性から、答えざるを得なかった。その後、取引先が、当社に何ら連絡をすることなく、当社が開示した製造技術に係るノウハウを含めた特許申請をしたことが分かった。（パルプ・紙・紙加工品製造業）～報告書・事例19～

考え方

正当な理由がないのに、受注者が、発注者の要請に応じて工場見学等を実施させられ、その結果、技術情報が開示又は提供された場合には、当該技術情報が発注者によって使用され、又は発注者から第三者に提供され当該第三者によって使用されるおそれがあり、また、受注者が適切な対価を得られずに技術情報の提供を余儀なくされる場合には、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、監査等の目的を達成するために必要な範囲を超えて（注）、取引の相手方である受注者に対し、工場見学等を実施し当該技術情報の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

（注）例えば、発注者が、受注者に対し、品質保証等の名目で過度な情報開示を求めるような場合にも問題となり得る。

(2) ノウハウ・データの開示に係る事例④

～一方的な開示要請（産業データ）～

事例（報告書事例21）

・ 継続的に金属加工を委託されている取引先から、取引内容とは関係なく、当社が保有する機械の稼働時間や時間当たりの生産性等に係るデータを無償で提供するよう要請された。取引先はお得意様であり、今後の取引への影響を考えると当該データの提供を断ることができなかった。（鉄鋼業）～報告書・事例21～

考え方

機械の稼働状況等に関するリアルタイムデータは、当該データを収集・解析することにより、事業運営の効率化、機械の保守点検サービスや機器の販売とアフターサービスの一体的な提供といったビジネスモデルへの活用等、様々な事業者やサービスに利活用され得る経済的価値を有するものである。この点、正当な理由がないのに、受注者から、発注者に対し、機械の稼働状況等に関するリアルタイムデータが提供された場合には、当該データが発注者によって使用され、又は発注者から第三者に提供され当該第三者によって使用されるおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、当該データの無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある（注）。

（注）本調査では事例としては報告されていないものの、事業者によるデータ（産業データ）の収集に関して「データと競争政策に関する検討会報告書」（平成29年6月6日公正取引委員会・競争政策研究センター）において「このように業務提携等の一方の当事者が他方の当事者に対して自らにデータや技術を帰属させるといった何らかの名目で一方的にデータを提供させる行為は、データに希少性が認められるときは、当該一方の当事者の関連する市場における有力な地位を強化することにつながり得る、又は当該他方の当事者の研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害し得る場合があり、それによって、市場における競争を減殺する可能性がある。このようにして公正競争阻害性を有するときには、不公正な取引方法（拘束条件付取引）に該当すると考えられる。」（同報告書36頁）とされている。

(3) 知的財産権の譲渡等に係る事例①

～著作権の無償譲渡の要請～

事例（報告書事例22～25）

・ 取引先と音楽制作に係る取引を開始するに当たり、当社が制作する楽曲の著作権を取引先に譲渡する旨の条項が含まれる基本契約書を締結させられたが、取引先との取引を失うおそれがあることから、成果物に係る対価とは別に、著作権の譲渡に係る対価を請求することは困難である。著作権を譲渡すると楽曲について当初の目的の範囲を超えて利用する二次利用がなされても当社の権利を申し出ることができなくなるため、二次利用の対価について別途協議する旨の内容を契約書に追記することを求めても、フォーマットであると回答され、修正をしてもらったことが一度もない。

（映像・音声・文字情報制作業）～報告書・事例22～

・ 取引先とプログラムの開発に係る取引を開始するに当たり、取引先からは、納品すべき成果物について具体的に示されず、抽象的な内容で発注された。そこで、当社において、プログラムやキャラクターのデザインなど当社のノウハウやアイデアを駆使し、数か月かけて企画書を作成し、当該企画書に基づきプログラムを開発し、成果物として納品した。

取引先との間で締結した請負契約書においては、当該成果物の著作権は納品後、検品完了と同時に取引先に無償で譲渡され、著作者人格権は行使しない旨記載されているところ、当該取引条件につき、今後の取引への影響を懸念して交渉することができなかった。（情報サービス業）～報告書・事例25～

考え方

正当な理由がないのに、受注者に帰属する著作権であるにもかかわらず、当該著作権が無償で発注者に提供（譲渡）（注）された場合には、受注者は著作物の創作に係る費用を回収することができず、著作権を行使する機会を喪失するとともに、受注者の著作物の創作に対する意欲を損なうおそれがある。一方で発注者は費用を負担することなく著作権を行使することができる。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、著作権の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

（注）「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第4の2(3)アにおいて「その他経済上の利益の提供の要請」の考え方として、「正当な理由がないのに、取引の相手方に対し、発注内容に含まれていない（中略）特許権等の知的財産権（中略）の無償提供を要請する場合であって、当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合」とされていることを踏まえ、独占禁止法上の「考え方」を示すに当たり、「譲渡」を含む知的財産権等の提供行為について「提供」と記載している。

(3) 知的財産権の譲渡等に係る事例②

～無償ライセンスの要請～

事例（報告書事例26～28）

- ・ 取引先からプログラムの開発を受注するに当たり、プログラム制作に必要なソフトウェアとして当社が独自で開発したソフトウェアを使用した場合のソースコードのライセンス料を求めようとしても拒否され、見積書に記載することができなかった。取引先の立場は強く、ライセンス料の支払いを求めると「プロジェクトごとなしにする」等と言われるため、取引先の要請に応じざるを得なかった。（情報サービス業）～報告書・事例27～
- ・ 取引先から受託した測定分析等に係る取引において、当該取引の受託前から当社が独自に開発していた発明であるのに、取引先から共同での出願を要請された。取引先と協議をしたところ、当社単独での出願をすることを認める代わりに、当社が取得した特許権を取引先に無償で使用させることを認めさせられた。（専門サービス業）～報告書・事例28～

考え方

正当な理由がないのに、受注者に帰属する知的財産権であるにもかかわらず、当該知的財産権について無償でライセンスされた場合には受注者は知的財産権の創作又は開発に係る費用を回収することができず、一方で発注者は費用を負担することなく知的財産権を行使することができる。また、受注者が知的財産権に係る適切な対価を得られないような場合には受注者の知的財産権の創作又は開発に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、ライセンスの無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

(3) 知的財産権の譲渡等に係る事例③

～著作権の帰属条項の設定～

事例（報告書事例29・30）

- ・ 取引先からプロモーション動画の制作を受注するに当たり、全体の構成、デザイン、配色等を含めて当社が動画を制作することになっているにもかかわらず、当該動画を制作した時点より、取引先に当該動画の著作権が帰属する旨記載されている契約書の締結に応じざるを得なかった。当社に当該動画の著作権がないことから、著作権の譲渡対価についても請求できなかった。（映像・音声・文字情報制作業）～報告書・事例29～
- ・ 当社が取引先とプログラム製作を含む製品の製造に係る取引をするに当たり、取引先の発注に基づいて当社が製作した製品に搭載したプログラムについて、当該プログラムを製作した時点より、取引先に当該プログラムの著作権及び著作者人格権が帰属する取引条件となっている契約を締結させられた。（電気機械器具製造業）～報告書・事例30～

考え方

受注者が創作した著作物の著作権は著作権法に基づきその帰属先が定まるところ、受注者にその著作権が帰属する場合であるにもかかわらず、正当な理由がないのに、発注者にその著作権が帰属するという内容の契約を締結し、その対価が支払われない場合には、事実上、受注者に帰属する著作権が発注者に無償で提供（譲渡）されることとなる。この場合、受注者は著作物の創作に係る費用を回収することができず、著作権を行使する機会を喪失するとともに、受注者の著作物の創作に対する意欲を損なうおそれがある。一方で発注者は費用を負担することなく著作権を行使することができる。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、著作権の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

(3) 知的財産権の譲渡等に係る事例④

～著作者人格権（注1）の不行使条項の設定～

事例（報告書事例31・32）

- 取引先とデザイン業務に係る取引を開始するに当たり、当社としては、新規の取引獲得には、過去の実績が重要であるため、当社が制作したデザインについて、著作者人格権としての氏名表示権については当社が行使できるようにすることが必要であると考えているところ、契約改定の際に、取引先から著作者人格権の不行使が規定された契約の締結を要請され、氏名表示権を行使できるように条項の修正を求めたが、修正に応じてもらえなかった。（情報サービス業）～報告書・事例31～
- 取引先と音楽制作に係る取引を実施するに当たり、取引先と締結した取引基本契約書において、取引先に対する著作権の譲渡と併せて、当社が著作者人格権としての氏名表示権を行使できない旨記載されていることから、エンドロール等において成果物の作成に係る実績をアピールすることができない。（映像・音声・文字情報制作業）～報告書・事例32～

考え方

発注者によって、受注者に帰属する著作者人格権の行使が制限される場合には、受注者は、発注者に対し、著作物を公表しないように求めること、著作物への著作者名の表示又は非表示を求めること並びに著作物及び題号について意に反する変更、切除その他の改変をしないように求めることが、それぞれできなくなる。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に（注2）、著作者人格権の行使を制限する条件を設定する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

（注1）著作権法に規定する公表権（同法第18条）、氏名表示権（同法第19条）及び同一性保持権（同法第20条）をいう。

（注2）例えば、受注者において著作者人格権の行使を必要とすることが想定される場合等において、著作者人格権の不行使条項の内容等を踏まえた相応な対価の支払又は著作者人格権の権利ごとに個別に別段の定めを設けるなどの著作者人格権を不行使とすることへの取引の条件について協議をすることなく、発注者により著作者人格権の不行使が規定された契約書のひな形を押しつける場合など、著作者人格権に係る取引の条件等について協議交渉が十分に行われないうちは一方的な設定と評価され得る。

(3) 知的財産権の譲渡等に係る事例⑤

～中間成果物の譲渡要請等～

事例（報告書事例33～37）

- 取引先との映像作品に係る取引において、完成品である映像作品とは別に、完成品の制作過程で制作した絵コンテ、背景設定、キャラクター設定等の中間成果物に係るデータは、これらを分析することにより、当社と同等の作品を制作し得るほど価値が高いものであるため、対外秘としたいものであるが、取引先からの要請に応じ、当該データの提供を含む契約書を締結し、実際に、当該データを実質的に無償で提供させられた。（映像・音声・文字情報制作業）～報告書・事例33～
- 取引先との音楽制作に係る取引において、完成品で使用する音楽の著作権に加え、完成品の制作過程で制作した完成品に使用しなかった音楽の著作権についても取引先に譲渡するという契約となっている。譲渡する著作物の対象について、せめて完成品に使用された音楽に限定してほしいということも話をしてきているが、取り合ってもらえない。（映像・音声・文字情報制作業）～報告書・事例36～

考え方

正当な理由がないのに、受注者に中間成果物に係る著作権が帰属するにもかかわらず、当該著作権が無償で発注者に提供（譲渡）された場合には、受注者は著作物の創作に係る費用を回収することができず、著作権を行使する機会を喪失するとともに、受注者の著作物の創作に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、著作権の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

(4) 知的財産権等の対価設定に係る事例①

～取引の対価の一方的決定～

事例（報告書事例38～43）

- ・ 当社では、著作権対価を内規で定めており、広告制作に係る取引において、取引先に著作権を譲渡するに当たり、当該内規に基づく価格を提案したところ、取引先が拒絶した。当社は、取引先との間で別の継続取引もあり、それに影響が出てしまうことも考え、取引先と揉めるのは得策ではないので、取引先が提示する破格の安さの対価を受け取ることで、著作権を譲渡した。（印刷・同関連業）～報告書・事例38～
- ・ 当社は、取引先から当社の保有する商標権を譲渡するよう要請された。今後、取引先と揉めることを回避したかったため、取引先の言い値である低廉な価格で、商標権を譲渡してしまった。（生産用機械器具製造業）～報告書・事例41～

考え方

受注者が創作した制作物に係る著作権等の知的財産権等について著しく低い価格で発注者に提供（譲渡）させる場合、受注者は当該知的財産権等の創作又は開発に係る費用を回収することができず、また、当該知的財産権等を行行使する機会を喪失するとともに、受注者の知的財産権等の創作又は開発に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に、著しく低い対価で知的財産権等の取引を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

(4) 知的財産権等の対価設定に係る事例②

～知的財産権等の対価の不設定～

事例（事例44・45）

- ・ 映像制作において、著作権の対価が支払われるべきと考えるが、業界慣習と違うことを要求することにより、悪目立ちしてしまうリスクがあるため、著作権の対価を請求することは難しく、協議の場を設定してもらうことは困難である（注）。（映像・音声・文字情報制作業）～報告書・事例44～
- ・ 設計図面は当社のノウハウそのものであることに加え、設計担当者が休日も返上で設計図面を作成するなどコストをかけて作成しているものであることを踏まえると、その対価を請求したいが、これまでの慣習とは異なることを取引先に求めることは、取引を切られることを覚悟しなければならないため、そこまでのリスクを負ってまで対価を請求することはできず、協議の場を設けてもらうこともできない。（プラスチック製品製造業）～報告書・事例45～

考え方

受注者から発注者に対し、知的財産権等の創作又は開発に係る費用を対価に反映させることなく、知的財産権等を提供（譲渡）させる場合、受注者は当該知的財産権等の創作又は開発に係る費用を回収することができず、また、当該知的財産権等を行使する機会を喪失するとともに、受注者の知的財産権等の創作又は開発に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、知的財産権等の創作又は開発に係る費用等を一切考慮せずに、一方的に、著しく低い対価で取引を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

（注）本事例は、本映像作品の著作権について、発注者・受注者間で締結する契約書において、当該著作権を発注者に譲渡するとともに、その対価は制作費に含めることを規定しているものであり、受注者が著作者であって受注者に著作権が帰属することを前提とした事例である。

(4) 知的財産権等の対価設定に係る事例③

～対価設定方法の一方的決定～

事例（報告書事例46・47）

- ・ 著作権譲渡の対価について、現状、取引先の指示で一括払とされているところ、納得いく額ではない。デザインが使用される商品の売上を踏まえれば、その売上に応じた額（レベニューシェア）を支払ってもらえるよう、取引先と協議したいと考えているが、協議の場を設けてもらえず、当社から協議を持ち出すことにより取引が切られてしまう可能性を考慮すると、協議を求めることはできず、対価の額や支払方法を受け入れざるを得ない。（専門サービス業）～報告書・事例46～
- ・ 知的財産権等の対価設定は、知的財産権等の種類や内容、取引条件等を踏まえて判断されるべきと考えるため、契約締結時における一括払い、製品等の売上げに応じた対価設定、一時金に製品等の売上げに応じた対価を加算する設定等、取引先と協議して、対価設定の方法を選択できるようにしたいが、そのような協議の場を設けてもらうことができない。（食料品製造業）～報告書・事例47～

考え方

対価設定方法によっては、知的財産権等に係る取引から得られる対価の額が変わり得るところ、一方的に、対価設定方法を決められるなどの場合には、適切な対価を得るために重要である対価設定方法についての交渉の機会を失うことになるとともに、受注者の知的財産権等の創作又は開発に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、知的財産権等の種類や内容、対象となる製品等の売上げ見込み等を考慮することなく、一方的に、対価設定方法を決定し、その結果、著しく低い対価で知的財産権等の取引を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

(5) 技術指導、技術検証 (PoC)、試作品製造等に係る事例

事例 (報告書事例48~59)

- ・ 当社は、取引先から、当社が取引先に対して納品実績がある機械部品に関する製造技術 (素材の選定、機械選定、加工の順番等の製造工程に係るノウハウを含む) について継続的に技術指導を要請され、今後の取引関係を踏まえ、無償で当該技術指導をせざるを得ない状況にあった。その後、発注がなくなり、内製化された可能性がある。(金属製品製造業) ~報告書・事例48~
- ・ 取引先から短期間の納期で発注されたシステム開発に係るPoCについて、取引先から無償での成果物の提供を要請された。また、毎月継続的に実施していた別のシステム開発に係るPoCについて、取引先の業績が悪化したとの理由で、従来から実施していた作業内容に変更がないにもかかわらず、一方的に毎月の支払の対価を減額された。(情報サービス業) ~報告書・事例51~
- ・ 取引先から依頼を受けて試作品の製造を行うに当たり、取引先の求めに応じ、定期的に試作品の製造及び改良を繰り返し、特定の加工工程に生じる問題に対応するために当社の設備の改修も行った。最終的に商品化されるまでには数年を要したが、試作段階で要した人件費、原材料費、設備の改修費等の全ての費用については、これまでの商慣習を踏まえ、当社が負担せざるを得なかった。(食料品製造業) ~報告書・事例52~

考え方

正当な理由がないのに、受注者に、発注者が、無償で技術指導、技術検証、試作品製造等 (以下、併せて「技術指導等」という。) を実施させた場合には、発注者が本来負担すべき費用が受注者に転嫁されることとなる。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、無償での技術指導等を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用 (独占禁止法第2条第9項第5号) として問題となるおそれがある。

(6) 共同研究開発等に係る事例①

～知的財産権の一方的帰属～

事例（報告書事例60）

・ 取引先との共同研究開発において、取引先は製造に係るアイデアを提供し、当該アイデアに基づき、当社のノウハウや技術を用いて製品を開発製造した。その後、取引先から、取引先単独で当該製品の特許申請を行うこと、当該製品の販売利益の大半を取引先が取得するという内容の契約の締結を要請された。（非鉄金属製造業）～報告書・事例60～

考え方

正当な理由がないのに、受注者と発注者の双方が共同研究開発に貢献したにもかかわらず、その貢献度を超えて、共同研究開発の成果に基づく知的財産権が発注者のみに帰属する場合には、受注者はその成果を享受できず、発注者のみがその成果を享受することとなるとともに、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、共同研究開発の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

(6) 共同研究開発等に係る事例②

～名ばかり共同研究開発等～

事例（報告書事例61～65）

- ・ PoCの過程で生じた技術的成果物について、当社の既存の特許技術等を応用するなど、当社が全て製作したものであったが、取引先との関係を考慮し、特許は共同出願とし、権利帰属については双方対等とする合意書の締結を提案したところ、取引先からは、資金提供の存在を理由として、取引先に一切の権利の譲渡を行うことを内容とする修正案が提示され、交渉にも応じてくれない。（情報サービス業）～報告書・事例63～
- ・ 取引先との電機製品等の開発委託契約において、当社の技術に基づき開発した成果物であっても、成果物に係る知的財産権は全て先方に帰属するとの契約を締結せざるを得なかった。当社としては、当社の発明に基づく知的財産権は当社で保有すべきという方針であることから、取引先に対し、ライセンスへの修正提案について交渉しようとしたが、先方のルールで始めから決まっているとの理由で取り合ってもらえなかった。（電気機械器具製造業）～報告書・事例65～

考え方

正当な理由がないのに、共同研究開発等の大部分又は全てが受注者によって行われたにもかかわらず、その貢献度を超えて（注）、共同研究開発等の成果に基づく知的財産権を発注者のみ又は双方に帰属させる場合には、受注者は貢献に見合った成果を享受できず、発注者は貢献を超えた成果を享受することとなるとともに、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、共同研究開発等の成果の全部又は一部の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

（注）この点、スタートアップと事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針第2の3(2)イ②(イ)において、「名ばかりの共同研究」における解決の方向性の「貢献度に応じた適切なリターンの設定」として、「一方が、研究開発の経費の多くを負担する場合、実質的には共同研究契約ではなく、研究委託契約であるとの理解の下、研究の結果創出されたすべての知的財産権は研究開発経費の負担側に帰属すべきという主張をしがちである。しかし、研究開発の費用負担は、開発に携わる人を出していることに対応する負担であり、当該費用を負担していることが直ちに成果物の知的財産権の帰属主体となることを正当化するものではない。共同研究開発の結果生じた知的財産権の取得のための対価は、成果物創出への貢献度等を踏まえて定められることが重要である。通常、かかる知的財産権を発明者でない者が獲得するためには、別途それに見合った対価を支払う必要がある。」とされている。

(6) 共同研究開発等に係る事例③

～共同研究開発の成果物の利用制限～

事例（報告書事例66・67）

- 取引先との間で、共同研究開発によって生み出された成果物については当社に帰属するものの、一定期間において取引先に独占的に供給することに加えて、当該期間経過後においては取引先に最恵待遇で供給することを内容とする共同研究開発契約を一方的に締結させられた。（化学工業）～報告書・事例66～
- 取引先と共同研究開発を行うに当たり、当社のノウハウのみを用いて試作品を開発製作するものであるのに、
(a) 取引先も成果物や知的財産権を共有することができ、取引先のみならず、取引先の子会社や関連会社が当社の同意を得ることなく無償で実施又は利用できる旨の規定、(b)本契約終了後、一定期間、当社が当該知的財産権を用いた製品を自由に販売することを制限する規定、(c)それらの規定は本契約終了後も知的財産権が存続する限り有効とされるところの規定が記載された共同研究開発契約を一方的に締結させられた。当社としてはこれらの条項の修正を伝えなかったが、今後の取引を優先し、修正提案をすることができなかった。（輸送用機械器具製造業）～報告書・事例67～

考え方

発注者が、共同研究開発の成果であるノウハウ等の秘密性を保持するために必要な場合に、取引の相手方である受注者に対し、合理的な期間又は範囲に限り、成果に基づく商品・役務の販売先を特定の事業者には、原則として独占禁止法上問題とならない。

しかしながら、市場における有力な事業者（注）である発注者が、取引の相手方である受注者に対し、例えば、合理的な期間又は範囲に限らず、共同研究開発の成果に基づく商品・役務の販売先を制限したり、共同研究開発の経験を活かして新たに開発した成果に基づく商品・役務の販売先を制限したりすることは、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、排他条件付取引（一般指定第11項）又は拘束条件付取引（一般指定第12項）として問題となるおそれがある。

また、受注者にとっては、合理的な期間又は範囲を超えて、商品・役務の販売先を制限される場合には、当該制限がなければ得られる可能性があった新規の取引先の獲得機会を逸失するなどの不利益が生じることとなるおそれがあるところ、取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に、合理的な期間又は範囲に限らず、共同研究開発の成果に基づく商品・役務等の販売先の制限を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

（注）市場における有力な事業者については、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の第1部の3(4)に記載のとおりである。

(6) 共同研究開発等に係る事例④

～最恵待遇条件（注）～

事例（報告書事例66）

・取引先との間で、共同研究開発によって生み出された成果物については当社に帰属するものの、一定期間において取引先に独占的に供給することに加えて、当該期間経過後においては取引先に最恵待遇で供給することを内容とする共同開発契約を一方向的に締結させられた。（化学工業）～報告書・事例66（再掲）～

考え方

発注者が、共同研究開発を行った受注者に対し、最恵待遇条件を設定することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、市場における有力な事業者である発注者が、取引の相手方である受注者に対し、最恵待遇条件を設定することは、それによって、例えば、発注者の競争者がより有利な条件で受注者と取引することが困難となり、当該競争者の取引へのインセンティブが減少し、発注者と当該競争者との競争が阻害され、市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、拘束条件付取引（一般指定第12項）として問題となるおそれがある。

また、受注者にとっては、発注者以外の事業者との交渉等において提示できる対価等の取引条件が限定されることとなり、最恵待遇条件の設定がなければ得られる可能性があった新規の取引先の獲得機会を逸失する、対価設定の柔軟性を害されるなどの不利益が生じることとなるおそれがあるところ、取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方向的に、最恵待遇条件の設定を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

（注）取引先の取引条件を他の取引先と同等以上に有利にする条件のこと。

(7) 共有知的財産権の不利な取扱いに係る事例

事例（報告書事例68）

・ 取引先との金属製品の共同研究開発において、取引先と当社でノウハウやアイデアを出し合って製品を開発する役割分担であったが、取引先から、共同研究開発の成果について共同出願とし、当社と取引先との共有特許となった場合でも、当社は特許権を実施できないという契約の締結を要請され、当該契約を締結した。（金属製品製造業）～報告書・事例68～

考え方

共同研究開発の結果、受注者と発注者との共有特許となったにもかかわらず、受注者だけが特許権を実施できない場合には、受注者は特許権の実施による利益を享受できず、発注者のみがその利益を享受することとなるとともに、受注者の研究開発等に対する意欲を損なうおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、一方的に、取引の相手方である受注者に対し、特許権の実施の制限を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

(8) 出願干渉に係る事例

事例(注) (報告書事例69・70)

- 取引先からの委託を受けて工業製品の原材料に係る製品開発を開始するに当たり、取引先から、当社のノウハウや開発資金を投じて独自に生み出した発明であっても、特許出願を行う場合には、取引先への報告を義務付ける内容を含むNDAの案を示された。当社から契約内容の修正を求めたところ、取引先からはテンプレートであり修正できないと一方的に拒否された。実際に、当社で独自に生み出した発明を特許出願するに当たり、取引先に報告したところ、共同出願にさせられた。(化学工業)～報告書・事例69～
- 取引先と共同研究開発に係る取引を開始するに当たり、取引先から提示された取引基本契約書に、当社のみで生み出した発明であっても、出願するには取引先の許可が必要であり、必ず共同出願にしなければいけない旨記載されていた。取引先に当該条項の修正を申し入れたが拒否されてしまった。(生産用機械器具製造業)～報告書・事例70～

考え方

受注者が開発した技術の特許出願が制限された場合には、受注者は発注者や第三者から自ら開発した技術を正当に保護することが困難となるおそれがある。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に、当該受注者が開発した技術の特許出願の制限を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用(独占禁止法第2条第9項第5号)として問題となるおそれがある。

(注) 出願干渉の結果、取引先との共同出願にさせられたとの事例が報告されたが、この点について、知的財産取引適正化ワーキンググループにおいて、例えば、開発事業者と大手メーカーとの間で共同出願にさせられた場合には、多くの場合、開発事業者側は自己実施する能力がない一方で、第三者に実施させる場合には共有者である大手メーカーの許諾が必要となることから、開発事業者にとっては、特許権を保有している意味がなく、特許権をとられたのと同旨であるとの指摘がなされている。

(9) 知財訴訟等のリスク転嫁に係る事例

事例（報告書事例71）

・ 取引先と金属製品の製造販売に係る取引を開始するに当たり、取引先の指示に基づいて製造した製品であるにもかかわらず、当社が一方的に不利となる片務条項（取引先が当社から購入した製品を使用して作った完成品を販売するなどした結果、第三者の特許権を侵害した場合には、当社が一方的に損害賠償責任を負うなど）の記載がある契約を締結した。取引を止められてしまう可能性があるため、契約書の修正を求めることができない。（金属製品製造業）～報告書・事例71～

考え方

発注者と受注者の取引において、正当な理由がないのに、相互の責任の有無又は責任の割合を一切考慮することなく、当該取引の成果物に基づく商品・役務の損害賠償責任を受注者のみが負担する場合には、受注者のみが損害賠償のリスクを負うこととなり、発注者はそのリスクを一切負わないこととなる。

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、当該取引の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任の負担を要請する場合であって、当該受注者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

適用条文の整理①

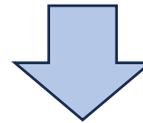
行為類型	問題となり得る行為	適用法令及び違反となり得る類型（注）		
		独占禁止法	取適法	フリーランス・事業者間取引適正化等法
NDAの締結	NDAの締結拒否	優越的地位の濫用	—	—
	片務的NDAの締結	優越的地位の濫用	—	—
ノウハウ・データの開示	一方的な開示要請 ・技術資料等 ・設計図面等 ・工場見学等 ・産業データ	優越的地位の濫用	不当な経済上の利益の提供要請 買ったとき 協議に応じない一方的な代金決定の禁止	不当な経済上の利益の提供要請 買ったとき
知的財産権の譲渡等	著作権の無償譲渡の要請	優越的地位の濫用	不当な経済上の利益の提供要請 買ったとき 協議に応じない一方的な代金決定の禁止	不当な経済上の利益の提供要請 買ったとき
	無償ライセンスの要請	優越的地位の濫用	不当な経済上の利益の提供要請 買ったとき 協議に応じない一方的な代金決定の禁止	不当な経済上の利益の提供要請 買ったとき
	著作権の帰属条項の設定	優越的地位の濫用	不当な経済上の利益の提供要請 買ったとき 協議に応じない一方的な代金決定の禁止	不当な経済上の利益の提供要請 買ったとき
	著作者人格権の不行使条項の設定	優越的地位の濫用	—	—
	中間成果物の譲渡要請等	優越的地位の濫用	不当な経済上の利益の提供要請 買ったとき 協議に応じない一方的な代金決定の禁止	不当な経済上の利益の提供要請 買ったとき
知的財産権等の対価設定	取引の対価の一方的設定	優越的地位の濫用	買ったとき 協議に応じない一方的な代金決定の禁止	買ったとき
	知的財産権等の対価の不設定	優越的地位の濫用	買ったとき 協議に応じない一方的な代金決定の禁止	買ったとき
	対価設定方法の一方的決定	優越的地位の濫用	買ったとき 協議に応じない一方的な代金決定の禁止	買ったとき

適用条文の整理②

行為類型	問題となり得る行為	適用法令及び違反となり得る類型（注）		
		独占禁止法	取適法	フリーランス・事業者間取引適正化等法
技術指導、技術検証、試作品製造等	無償の技術指導、技術検証、試作品製造等	優越的地位の濫用	不当な経済上の利益の提供要請 買ったたき 協議に応じない一方的な代金決定の禁止	不当な経済上の利益の提供要請 買ったたき
共同研究開発等	知的財産権の一方的帰属	優越的地位の濫用	不当な経済上の利益の提供要請 買ったたき 協議に応じない一方的な代金決定の禁止	不当な経済上の利益の提供要請 買ったたき
	名ばかり共同研究開発等	優越的地位の濫用	不当な経済上の利益の提供要請 買ったたき 協議に応じない一方的な代金決定の禁止	不当な経済上の利益の提供要請 買ったたき
	共同研究開発の成果物の利用制限	排他条件付取引 拘束条件付取引 優越的地位の濫用	—	—
	最恵待遇条件	拘束条件付取引 優越的地位の濫用	—	—
共有知的財産権の不利な取扱い	共有知的財産権の不利な取扱い	優越的地位の濫用	—	—
出願干渉	出願干渉	優越的地位の濫用	—	—
知財訴訟等のリスク転嫁	知財訴訟等のリスク転嫁	優越的地位の濫用	不当な経済上の利益の提供要請 買ったたき 協議に応じない一方的な代金決定の禁止	不当な経済上の利益の提供要請 買ったたき

（注）違反となり得る類型は主なものであって、実際の発注者・受注者間の取引における個別事情を踏まえ、他の類型が適用される場合もあり得る。

「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位濫用等に関する実態調査報告書」及び「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」で報告された事例と同様、優越的地位の濫用や拘束条件付取引等として独占禁止法上問題となるおそれのある事例が多数報告されるとともに、これまでの実態調査では報告されていなかった著作権等を対象とする取引に係る優越的地位の濫用等として独占禁止法上問題となるおそれのある事例も多数報告された。



- ① 独占禁止法上問題となる行為の未然防止の観点から**本報告書を広くかつ速やかに周知**
- ② 本実態調査結果及び知的財産取引適正化ワーキンググループ（注）報告書の内容を基に、独占禁止法上の考え方等を示す指針を公正取引委員会、中小企業庁及び特許庁の連名で策定、公表するなどの対応を行う予定
- ③ 独占禁止法違反行為に対しては**厳正に対処**

（注）知的財産権やノウハウ等の取引適正化に関し、特に優越的地位の濫用規制の在り方を中心に専門的な議論を行うことを目的として、令和7年7月、企業取引研究会（公正取引委員会事務総局及び中小企業庁を共同事務局とする。）の下に、公正取引委員会事務総局、中小企業庁及び特許庁が共同事務局となり設置された。知的財産取引適正化ワーキンググループにおいて、今回の実態調査の結果も踏まえ、知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書がとりまとめられ、本報告書と同日に公表されている。